

平成22年 7月 企画総務常任委員会

世田谷区議会企画総務常任委員会会議録第十二号

平成二十二年七月二十八日（水曜日）

場 所 第一委員会室

出席委員（十名）

委員長	宍戸のりお
副委員長	田中優子
	上島よしもり
	菅沼つとむ
	市川康憲
	平塚敬二
	すがややすこ
	桜井 稔
	竹村津絵
	ひうち優子

事務局職員

議事担当係長	渡部弘行
調査係主任主事	佐々木崇

出席説明員

副区長	平谷憲明
-----	------

政策経営部

部長	金澤博志
政策企画課長	小田桐庸文
政策研究担当課長	吉原清治

財政課長 岩本 康

総務部

部長 堀 恵子

総務課長 宮内孝男

財務部

部長 霧生秋夫

経理課長 岡田 篤

◇ ~~~~~ ◇

本日の会議に付した事件

1. 報告事項

- (1) 世田谷区政策検証委員会の提言について
- (2) 「大学・地域の協働による学生まちづくりプレゼンテーション大会」の実

施について

- (3) 世田谷区における当面のたばこ対策について
- (4) 世田谷区入札監視委員会の開催状況について
- (5) 平成二十二年度工事請負契約締結状況（六月分）について
- (6) その他

2. 協議事項

- (1) 行政視察の成果について
- (2) 参考人の出席要請について
- (3) 次回委員会の開催について

◇ ~~~~~ ◇

午前九時五十九分開議

○宍戸 委員長 ただいまから企画総務常任委員会を開会いたします。

-----

○宍戸 委員長 本日は、報告事項の聴取等を行います。

1 報告事項の聴取に入ります。

(1)世田谷区政策検証委員会の提言について、理事者の説明を願います。

◎小田桐 政策企画課長 政策検証委員会の提言につきまして、資料に基づいてご報告申し上げます。

資料の1に書いてございますとおり、五月二十一日から計四回の委員会を開催いたしまして、七月二十六日に委員長から区長に対しまして提言が行われましたので、本日、その提言内容と今後の区の対応についてご報告申し上げます。

資料の2、委員会の経過に記載のとおり、四回の提言の内容は、後に書いてある括弧書きのとおりでございます。十三名の委員により公開の場で議論をいただきました。

3、提言の内容についてでございますが、本日、A3判の概要を作成いたしまして、それに基づきまして概要をご説明申し上げます。恐れ入りますが、本文の表紙の裏、目次をごらんになりながらお聞きいただければと思います。

A3の概要でございますが、検証の背景、左側の列、その次の右側の検証の視点という部分でございますが、本文の「はじめに」、委員長の言葉が一ページから、検証の基本的な考え方が二ページ以降、それから、二十三ページ以降に載せてございます各回の資料、それらを整理した上で検証の背景と検証の視点を整理させていただきました。

背景といたしましては、区を取り巻く状況が、需要が拡大していくということと、区の財政状況は歳入が大幅ダウンした中で、歳出としては需要が拡大している部分、それから、区が今後目指すべきことといたしまして、地方自治の原点に立ち返る必要が今あるのではないかという部分を踏まえまして、今後どのように区政に取り組んで

いくつかということを導き出すために、三つの視点を設定したところです。

一番目が、行政は何をすべきか。二番目の視点として、行政はどのように公共サービスを提供すべきか、三点目といたしまして、行政はだれにどのような状況の住民に対して公共サービスを提供すべきか、この三点の視点に従って検証が行われたところです。

左から三列目、本文で申し上げますと四ページ以降の各視点に関する提言のところに書いてある提言内容の概略を整理したものです。

一番目の視点といたしまして八点ございまして、目的や成果を再評価する、手段・手法が適切であるかを検討する、民間でできることは民間に任せる、民間との協働を検討する、国・都との役割分担、連携に留意する、重複事業の整理統合、連携を図る、こういった内容の提言をお受けしたところです。

二点目の視点につきましては、外郭団体と民間の事業の違いを明らかにすること、外郭団体の存在意義を区民に広く知らしめること、外郭団体に対する支援の必要性を再検討すること、利益の還元について検討すること、これらの六項目についての提言をいただいております。

三点目につきましては、中長期的に施策事業が持続できるような利用者負担を検討すること、それとあわせてコスト圧縮を図ること、優先順位をつけた見直しを行うこと、低所得者のデメリット等の効果検証を行うこと、負担の必要性について広く区民に周知すること、自助・自治を妨げる過度なサービスは控えること、最後七点目として、自治への参加、地域への貢献という負担のあり方についても検討することというご提言をいただきました。これらの各視点に対するご提言の後に、各視点の提言に関連する主な意見を本文ではご紹介しております。

これらの提言に基づいて見直しを行うに当たり、一番右側の列、政策見直しについての共通の基準というものが委員会の中でまとめられております。

一点目として、政策目的、成果、手段・手法、組織体制等について現在も適切かを検証しつつ、三つの視点の検証を進めるべきということです。二点目として、サービスの効率性と品質管理のバランスをとることを基準とする。三点目としまして、公益性を考慮しながらも、幅広い施策の実施方法を選択すること。四点目としまして、行政、住民との関係の再構築を図ること、以上の四点についての基準に基づいて、三つの視点についても見直しをするというご提言内容でございます。

概要には書いてございませんが、本文の「まとめ」の後に、「その他、素材事業に対する意見等」を一七ページ以降ご紹介させていただいている提言内容になっております。この概要については、委員からの提案に基づきまして、検証の流れと提言の関係をわかりやすく示すという目的で事務局のほうで作成したものでございますが、そういった内容ですので、本文の内容の文章等々、それから、各回で使われました資料を総合的にあわせた概要資料となっております。

冒頭の資料にお戻りいただきまして、今後の区の対応についてでございますが、提言を受けた後、区長は速やかにこの提言内容を庁内に周知したところでございます。また、八月を目途に提言を踏まえた点検の方針を区長名で示すことにしてございます。その方針に基づきまして、全庁各部において該当する全事業を点検いたしまして、二十三年度予算編成に向けた課題と中長期の課題に整理し、必要な見直しを順次進めていくという予定でございます。

説明は以上でございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がありましたら、どうぞ。

◆市川 委員 そもそも、この提言というのは本区においてどういう位置づけなんですか。

◎小田桐 政策企画課長 厳しい区の財政状況のもとで、今後その財政計画を安定的なものとするに当たりまして、どのように取り組んでいけばいいかという点を区長のほうで整理する上で、広く外部の方から考え方をお示しいただくという目的で設置したものでございます。いただいた提言につきましては、附属機関からの諮問答申という形の答申とはやや趣が異なりまして、区長に対しての外部からのご意見という位置づけだと考えてございます。これに基づいての対策、方針を区長が行政の責任のもとでお示しする。その後、議会でのご議論もいただきながら具体的な見直し案を進めていきたいと考えております。

◆市川 委員 ということは、この提言でまとめられた内容について、4、区の対応の①、②、③とありますけれども、区長がこの提言を参考にしながら、最終的には二十三年度予算編成に向けた②の考え方として取り込めるものは取り込んでいくという、要するに、参考という位置づけでよろしいのでしょうか。

◎小田桐 政策企画課長 私どももそのように考えてございます。

◆[菅沼](#) 委員 区の対応の③なんだけれども、「全庁各部は全事業を点検し」ということは、前にやった二千八百事業みたいに全部あれを出すということなの。

◎小田桐 政策企画課長 以前取り組みました全事業点検とは異なりまして、二十三年度予算編成とその後の各所管部で所管している事業について、いただいた提言、視点、見直しの基準、そういったものを意識しつつ各事業の見直しを図る。例年、予算要求に当たりましては、決算状況等を踏まえての見直しを図った上で、翌年度事業計画を踏まえて予算要求しているところですが、今年度は、それに当たりまして、この提言でお示しいただいたものを踏まえての各事業見直しを各部で図るという扱いになると思います。

◆ 菅沼 委員 ということは、各部各課で全事業をもう一回見直せというだけで、私たちにはペーパーでは来ないということだね。

◎小田桐 政策企画課長 八月の予算編成方針とあわせて区長名でお示しする対応方針の中では、できる限り具体的な見直し案をお示ししたいと考えておりました、今その部分についての精査に入っているところでございます。それが代表的な二十三年度の見直し項目。あわせて、二十三年度以降の検討項目としてお示するという予定でおりました、全部の事業について点検した評価の結果を一覧としてお示しする予定は今のところ考えてございません。

◆すがや 委員 この提言からはちょっと外れるんですけども、何回かこの場でも申し上げてきたかもしれないんですが、今回、区があらかじめ議題というか、問題提起をしていましたよね。視点ということで今三つ挙げていたと思うんですが、そういう形で具体的に外郭団体の名前とかも挙がっていて、そういう形の中で委員の方たちは議論を始めなければならなかったと思うんですね。その委員の方々からは、これ以外の議題を議論することについてはどうなんですかというような議論も出ていたかと思うんです。そういうことについてはこの提言の中で報告されているんですか。今拝見していたんですけども、余りなかったような気がしたので。

◎小田桐 政策企画課長 視点の選定に当たりましては、第一回の委員会でご意見が出された中で、この三つの視点についての考え方というところでは、それ以外の部分、素材も検証の対象としては考えられるのではないかという意見はございました。ただ、その委員会で意見交換されている中で、一つ一つの事業の是非を問う、仕分けをするというような部分とはちょっと趣が違う目的だろうということで、基本的に政策の検証をするに当たっての評価基準、そういったものに対して意見を言う、提言をまとめるべきというご意見が出ている中で、それ以外の視点等についても共通して考えつつ、

委員の方々からはご意見を交換しようというお話で整理されたかと認識しております。先ほど「まとめ」のところであらわされていた四つの基準は、視点に共通の基準ではありませんが、こういった視点を持ちながら政策を検証していくことがよかろうというようなご意見は出ておりました。

◆市川 委員 要するに、この提言の重みのことを言っているんです。七月二十六日に区長に提言した。区の対応として、区長は提言を受けた後にその内容を庁内に周知した。八月下旬をめどに区長は提言を踏まえた点検の方針を示す。三つ目に、点検の方針に基づいて、全庁各部は全事業を点検し、二十三年度予算編成に向けた課題と中長期の課題に整理し、必要な見直しを進めるということで、ある意味では、提言というものが、これからのすべての政策予算にかなり大きな影響を及ぼすという大変重い提言なんですかということ。であるとするならば、今答弁がありましたように、参考ですよと、これから区が政策提言していく上での参考ですよということとはちょっと重みとしては違うんじゃないですかという気がするんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

◎小田桐 政策企画課長 参考という表現が不適切であったかと今反省してございますが、結論として申し上げますと、いただいた提言がそっくりそのまま見直し内容につながるものではないという意味での参考というご説明でございまして、見直しの具体案を作成するのはあくまで区長の責任で策定するということであろうかと思えます。ただ、その見直し案を策定するに当たりまして、外部の立場からはこういった視点で基準を設けてやるべきではないかというご提言であると考えておりますので、その提言を尊重しまして、区長の責任のもとで見直し、方針を策定したいと考えております。



◆すがや 委員 今の市川委員の質問と関連することになると思うんですが、例えば視点1では、整理統合も含めた見直しを検討することとあって、結構具体的に書かれていると思うんですね。一方で、視点2とかを見てみると、読み方によってはもうちょっと拡充できてしまうんじゃないかとか、文章としてでき上がってきたときに、わかりにくいといったらあれなんですけれども、どうにでも読み取れるような感じがします。

それは皆さんいろんな意見をおっしゃっていたので、どうにでも読み取れるように結局まとめるしかなかったのかもしれないんですけれども、その辺がちょっと、提言として区がどういうふうに取り受けるのかというところまでが余り見えないなと思っていて、それは予算編成とかで結果として出てくると言われればそれまでかもしれないですが、この区への対応というところで具体的にどういうふうに取り受けたのかというところを、途中経過でもいいので知りたいなと思うんです。それはどういうタイミングでとか、この委員会で報告がされるのか、それとも予算編成のときにどばっと出てくるのか、今後のスケジュール的なところとあわせて、どういう感じなんですか。

◎小田桐 政策企画課長 先ほども申し上げましたが、区への対応としましては、来年度、二十三年度の予算編成方針をお示しするときに、二十三年度予算の編成に当たっては、どういったものが提言を踏まえた見直し項目として考えられるのかというところを具体的にお示ししたい。あわせて、二十三年度以降に検討して見直しを進める課題としてはどういったものがあるかというところはお示ししたいと考えております。ですので、常任委員会の席も含めて、対外的に見直しの具体的な内容をお示しするのは八月末、もしくは九月頭の編成方針の場になろうかと思っております。

◆竹村 委員 これは委員会の中でも委員の方からもご指摘があったことなんですけれども、今回の提言案ということで示されたものが非常に総花的で、言ってみれば優等生的、あらゆることを網羅したような内容になっていて、何をポイントで何をど

うするかということが打ち出せていないんじゃないかという委員のご発言もあったと思っております、私もまさに同感なんです。

今、課長からはこれをもとに区としての方針を出していくということだったんですけども、そうであれば、もともと区として考えていたことを政策検証委員会を経て、このように検証されてやりましたということになりはしないかなと感じるところなんです。

そこで一点伺いたいのが、当初は、これをどう進めるかという中で、そもそも外部評価委員会というものを立ち上げてスタートさせた時点で、この政策検証委員会を持つというお話も出てきました。なぜ外部評価委員会でやらないのかということをお私どもは聞いていましたけれども、その一つのポイントが、これは担当は前課長だっと思えますけれども、外部評価委員会は公開では行わないということだった。それで、今回の政策検証委員会は公開のもとというのが原則であるので、外部評価委員会ではなく、別に政策検証委員会を立ち上げるというお話だったと思うんですね。

政策検証委員会を行った上で、さらにこれを外部評価委員会に一度戻すというか、そういったスケジュールが以前は示されていたと記憶していますが、そのあたりは見直して、外部評価委員会には全く諮らないと言ったら変ですけども、これを提示して、さらにご意見をいただくようなことは考えていないということですか。

◎小田桐 政策企画課長 基本的にその作業、今後の事務処理、対応の流れについては変更してございません。外部評価委員会につきましては、今年度四月から今まで休眠してございまして、今後、政策検証委員会が終了するのを待って再開といたしますか、今年度の検討を始める予定であります。その中で含めて、外部評価委員会で検討する内容の中には、政策検証委員会の提言をいただいた上で、区が見直しをどういうふうに進めていくかといった、個別具体の施策事業についての評価を、昨年行いましたテーマを設定しての事務事業の点検、それらの取り組みのルールに乗せまして、あわせ

て提言に基づく見直し内容等については外部評価委員会の委員からのご意見をいただくという予定であります。

ただ、基本的には、外部評価委員会につきましては、今現在、昨年の運営方法を見直すことは想定してございません。ただ、政策検証委員会からの提言を受けた上で、外部評価委員の方々からこういったご意見が出るかというのを待って、今年度の運営については具体的に検討していきたいと思っております。

◆竹村 委員 ただ、八月には区から点検の方針が示されるわけですよね。そうすると、点検の方針を示す前段では、時間的に外部評価委員会はかかわらないことになるかと思うんですが、その辺はどう考えているんですか。区側が点検の方針を示し、さらに外部評価委員会でご意見をいただき、練っていくという考え方でよろしいのでしょうか。

◎小田桐 政策企画課長 あくまで政策検証委員会の提言をいただいた上で、区長が示す方針、見直しが八月末ぐらいには示される予定ではございますが、外部評価委員会自体も八月以降の開催ということになると思っておりますので、その中で提言の内容についてのご意見をいただくことは可能かと思っております。かつ、八月末から九月頭にかけて示しました区長の対応方針に基づく事業の点検見直し内容についてのご意見はそれ以降にいただくことができると思っております。

ただ、来年度の事業計画の内容が確定するのは、予算の案としてお示し、議会にご提案する年明けまでの間の検討期間がございまして、その間、外部評価委員の方からも積極的なご意見はいただき、反映できるものは反映した内容で事業計画はつくっていきたいと考えております。

◆竹村 委員 ほかの委員の皆さんからも多くのご意見が出ていますが、ぜひ検討の経過ということも、この委員会にも、議会側にもしっかり示していただきたいと、こ

れは要望しておきます。

-----

○宍戸 委員長 次に、(2)「大学・地域の協働による学生まちづくりプレゼンテーション大会」の実施について、理事者の説明を願います。

◎吉原 政策研究担当課長 「大学・地域の協働による学生まちづくりプレゼンテーション大会」の実施についてご報告申し上げます。

なお、本件につきましては、区民生活常任委員会とのあわせ報告になってございます。

本事業でございますけれども、こちらは東京商工会議所が主催する事業でございます。平成十八年度から都下の自治体と連携して実施しているところでございます。平成二十二年度は世田谷区の地区で大会開催が決定しましたのでご報告申し上げます。

2、本事業の目的でございますけれども、世田谷区の貴重な資源でございます大学等と連携をいたしまして、まちづくりや地域活性化の研究、また、現場研究に協力をして、実践的な取り組みの場としてもらうとともに、大学には対象地域の商業ですとか景観、建築といったさまざまな観点から調査をしていただいて、ご提案をいただきたいと考えております。これらを地域や商業の活性化に役立てていくことを目的としているところでございます。

3、実施者でございますけれども、主催につきましては東京商工会議所、共催といたしまして、世田谷区、せたがや自治政策研究所、世田谷区商店街連合会となっております。

4、参加大学と提案テーマでございますが、裏面をごらんいただけますでしょうか。十二大学十七ゼミの大学にご参加いただいております。ちなみに、網かけをしているところが世田谷区内の大学でございます。三校四ゼミの参加がございます。

また表にお戻りいただければと思います。5、今後のスケジュールでございますけれども、八月二日から九月十七日まで、学生が、それぞれ裏面に書いてございました地域、例えば商店街とかそういったところで集中調査を行う予定でございますので、各商店街にはご協力をお願いしているところでございます。それで、十月の初旬に提案書を出していただいて、書類審査を行った後、十月二十四日に十チームによるプレゼンテーションを行いまして、その中で審査をさせていただく予定でございます。

十二月九日にそこで入選されたチームの表彰式、それから発表会を予定してございますので、先生方、大変お忙しいと思いますが、もしお時間があればぜひこの表彰式等をごらんいただければ幸いですと思っております。

6、今まで行われていた地域の一覧が出てございますので、参考として掲げてございます。

報告につきましては以上でございます。

○**中央** 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆**菅沼** 委員 目的の中で、調査に基づき提案とあるけれども、これは基本的には東京商工会議所が全部予算を出すわけですか。

◎**吉原** 政策研究担当課長 東京商工会議所がまとめますけれども、私どもも一緒にこの実績を、提案書をまとめる予定でございまして、できればこの提案のもとに各所管にご案内をしたいと思っております。予算につきましては、全体で百八十万円、そのうち区の負担が、チラシとかポスター等で六十五万円ほど予定してございます。

◆**上島** 委員 目的がここに掲げられておりますけれども、これは基本的には、東京商工会議所がこのイベントを主催する目的だと思うんですけれども、当然、世田谷区としても、この部分もあろうかと思いますが、区としてこのイベントを共催すること

でどんなものを得たいと思っているかというのを、単なるイベントをやること、もしくはアイデアを大学生からいただくことだけが目的なのかということ、僕はそれでいいのかと正直思っているんですが、その辺についてはいかがですか。

◎吉原 政策研究担当課長 今、委員からお話がありましたとおり、世田谷区としても、例えば私どもせたがや自治政策研究所の研究活動の一環として、ことしは大学連携のあり方というのをやっておりますので、その中でアイデアをいただいて、観光とか商業の活性化といったご提案、あと、建築のゼミの方も参加していただいておりますので、例えばいろいろな建物の提案とかがあれば、そういったものを政策立案の一環として所管にフィードバックしたいと考えているところでございます。

◆上島 委員 自民党の会派としても、大学との連携というのはこれから非常に重要になってくるということを申し上げているところなんですけれども、ぜひ今回のを単なるイベントで終わらせないで、これを見ますと区内の大学は四校しか入っていないんですけれども、区内にはほかにも大学はありますから、今回は別として、まずこの四校のイベントを通じて、先ほどご答弁もありましたけれども、区と大学との新たな関係づくりの基礎というか、道筋をそこでまた考えてもらいたいと思いますし、その辺、こんないいアイデアをいただきましたで終わってしまわないような、そんなことについてはどうか努力してもらいたいと思っているんですけれども、その辺はどうですか。

◎吉原 政策研究担当課長 委員のご提案のとおり、せっかく区内、区外を含めてさまざまなご提案をいただきますので、これをきちんと整理して、先ほども申しましたけれども、それぞれの所管の政策立案支援になるような形で庁内各課に配付して、そういった提案を、このとおりじゃなくても、少しでも生かせる方法とかを探っていきたいのと、今おっしゃられたとおり、大学のゼミなんかも、例えば裏面の六番目にご

ございます駒澤大学の先生は、個別にこれ以外にもいろいろぜひ協力をしたいというお話もいただいておりますので、こういったところをきっかけにして大学との連携の輪を広げていければと考えているところでございます。

◆上島 委員 今の話でいいんですけれども、大学連携ということで、この前僕も質問で取り上げさせてもらいましたけれども、今、教育所管で大学連携を中心にやっているということで、これを広げてもらいたいという意見を申し上げているんです。こういうイベントが開かれるわけですから、そこをまた、ちょっと今の話だけ伺いますと、僕はもっと広がりをつけるような手だてを今からいろいろ計画しておくべきだと正直思うんです。その辺、大学連携のあり方も含めた一つのいいきっかけですから、そののところがぜひお願いしたいと思います。

◆すがや 委員 これは商工会議所が各区で持ち回りでやっているというイメージでいいんですか。

◎吉原 政策研究担当課長 今委員のお話のとおり、各区で今のところ持ち回りでございます、始まって今まで四回やっておりまして、世田谷で五回目でございます。これがまた次の自治体でやるのではないかと認識しているところでございます。

◆すがや 委員 ということは、ことし一年限りのものだと思うんですけれども、さっき上島委員も言われていましたが、結構学生さんたちが調べることは、私たちにはない視点だったりして、すごく重要なことがあるかと思うんです。それが区の予算を六十五万円使って、持ち回りだからということで区がやるということなのであれば、まちづくりという題名なのに、提案テーマが一つのことに特化しちゃっているかなという気はしています。もうちょっと広がりを持ったこと、例えばさっき教育ということも出ていましたけれども、教育もそうだし、まちづくりということだったら道路整備もかかわってくると思うし、世田谷区だったら緑ということをやっていると思うし、

本当は世田谷区としてのそういうテーマを取り入れていただきたかったなど、過去形なので何とも言えないんですけれども、そういう思いはあります。もうちょっと事前に教えていただきたかったということで、ご答弁はいいです。

◆市川 委員 要するに、主催が東京商工会議所ですよ。しかしながら、この書類は区がつくった書類であって、事業名が「大学・地域の協働による学生まちづくりプレゼンテーション大会」、この目的についても区が書き上げた目的ですよ。東京商工会議所が主催しているわけですから、東京商工会議所がこういう事業を行う意図がどこかにあると思うんですけれども、それがもしわかれば教えていただきたい。要するに、6のその他で、十八年度は新宿区、一九年度は墨田区、二十年度は文京区、二十一年度台東区、二十二年世田谷区、二十三年どこどこ、二十四年どこどここときつとになっていくんでしょう。それなりに東京商工会議所がこうした事業を行う意図がどこかにあると思う。

先ほども上島委員がおっしゃってございましたけれども、「地域における貴重な人的・知的資源である『大学』との連携強化は重要である」と目的で書いてありながら、世田谷区内の大学は駒沢大学、国士舘大学、日本大学しかない。あとは、明治だ、専修だ、東洋、日大、関東とか、こういう大学がずらっと連ねているということを見ると、東京商工会議所がこういう事業を行う意図というのは、別の意味で何かどこかにあるんじゃないかと思って、そういうふうには考えざるを得ないんですけども、この辺はどのように区側としては考えているんですか。

◎吉原 政策研究担当課長 実は、東京商工会議所と打ち合わせましたときの実施要領の中にも、商工会議所としては、近年、大学、専門学校の教育機関が、まちづくり、地域活性化の現場で大きな役割を担っているの、それを各地域で商店街の活性化や地域活性化で協力をしていきたいということが出てございます。その中で、今回世田谷を選んだ理由としては、一つは商店街のスタンプ事業の発祥の地として知られる千



歳烏山を初め、例えば三軒茶屋、下北沢、そういった新しい店舗の町、それから、新旧さまざまな店舗が混在する。そのほかにも地域資源のいろいろな可能性がある世田谷区の中で、学生の新しい視点を入れて、地域の活性化の起爆剤になる、また、世田谷区内の観光の目玉となる資源の発掘も期待しているということが実施要領の中に出てございます。

それがございまして、先ほどお話がございましたけれども、世田谷区の学校にも全部お声かけをしたんですけれども、大学というのは、言いわけになってしまいますけれども、年間の予定がある程度決まっております、その中で今まで参加していた大学がかなり手を挙げていただいた。そのほかにも、三つの学校、四つのゼミが急遽予定を入れてくれたという状況でございまして、商工会議所としても地域の起爆剤として大学を位置づけているということで協力をしていこうと考えているところでございます。

私どもとしても、まとまったアイデアをぜひ生かせればと考えておりますので、また、まとまりましたらぜひご報告させていただければと考えております。

◆市川 委員 あともう一つ、十月二十四日日曜日、審査会・合議と書いてありますね。審査会場は東京商工会議所の本部であると。この審査会のメンバーの中に本区のどなたかは入っていらっしゃるんですか。

◎吉原 政策研究担当課長 区の部長級の職員を二名、私どもの部長と産業振興の担当部長を予定しているところでございます。

-----

○穴戸 委員長 それでは次に、(3)世田谷区における当面のたばこ対策について、理事者の説明を願います。

◎宮内 総務課長 では、本年二月二十五日付の厚労省からの通知を踏まえまして、世田谷区における当面のたばこ対策についてご報告いたします。

なお、本件は区民生活、福祉保健の常任委員会とのあわせ報告となります。

まず、主旨でございますが、平成十五年五月に国民の健康増進の総合的な推進を図ることを目的に、健康増進法が施行されまして、平成十八年四月には、この健康増進法を踏まえまして、世田谷区健康づくり推進条例が施行されたところでございます。平成十年四月にはポイ捨て防止等に関する条例を施行いたしまして、生活環境の向上を図る観点から、この間、たばこ等の吸い殻などのポイ捨て禁止や路上禁煙地区の指定、歩行禁煙などを推進してまいったところでございます。特に喫煙に関しましては、健康増進法第二十五条におきまして、受動喫煙の防止について規定しておりまして、学校や病院、劇場、百貨店、官公庁施設など、多数の方が利用する施設を管理する者は、その利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を図るように求めております。そのため、国はこの法律施行前の平成十五年四月に、公共施設等での受動喫煙防止の観点から、禁煙や分煙対策の推進に向けた通知を各自治体に対して出したところでございます。

これを受けまして、区は平成十五年七月に、区施設での分煙、禁煙の徹底を対応方針といたしまして、本庁舎、総合支所、区民会館など、不特定多数の区民が利用される施設につきましては喫煙室を設けて分煙の徹底を図り、また、それ以外の集会施設とか高齢者福祉施設、小中学校、幼稚園、児童福祉施設などの施設につきましては禁煙とするという対応を図ってまいりました。

その結果、平成二十一年十二月一日現在での取り組み状況で申しますと、区の公共施設四百五十二施設のうち、九六・五％に当たる四百三十六施設が全面禁煙となっておりまして、本庁舎や総合支所など残り三・五％に当たります十六施設が分煙という形で対応しております。

その後、ことしの二月二十五日になりまして、厚労省健康局長名による新たな通知が出されたわけですが、その内容は、平成十五年の通知をさらに進めたものとなっております。多数の方が利用する公共空間、とりわけ官公庁や医療施設は全面禁煙が望ましいということ。それから、全面禁煙が難しい施設にあっても受動喫煙防止対策を徹底して、将来的には全面禁煙を目指すといったことを内容とした通知となっております。

資料の二枚目に、A3判で別添資料としてとじてございますが、こちらに世田谷区のたばこ対策の概況についてまとめております。概略、今私が申し上げました内容を記載しております。後ほどお目通しいただければと思います。

そこで、このたびの新たな国の通知を受けまして、資料一ページの3、当面の対応方針（案）にございますように、これまで区が進めてまいりました対応につきましては、このたびの国の通知と基本的に異なることがないことから、既定の方針に従って引き続き取り組んでいきたいと考えております。そして、区民や地域等への対応につきましては、健康づくり推進条例とかポイ捨て防止条例による取り組みを進めるとともに、区の公共施設での対応は、(3)にありますように、より細かく分煙や禁煙を徹底し、法令等を踏まえた区の取り組みを進めていきたいと考えております。

なお、最後になりますが、最近JTから都内限定で無煙たばこというものが発売されました。資料一ページの4に無煙たばこの扱いについて記載しておりますが、この無煙たばこは筒状のカートリッジにたばこの葉っぱが入っておりまして、それを吸引することで体内にニコチンが摂取されるというようなもののようです。火を使いませんので、においや煙は基本的には出ませんが、法律の分類上はたばこに該当いたします。ただ、現時点で無煙たばこの利用者に対する対応は定着していないのが現状でございます。資料二ページの(2)①から③に記載しましたように公共交通機関等でも対応が異なっていたり、あるいは二十三区でも数区が検討に入ったという状況にある

のが現状でございます。

そこで、今後区の施設の中で無煙たばこの取り扱いをめぐってトラブル等が発生しないように、あらかじめその対応方針を定めておくことが必要ではないかと考えまして、(3)世田谷区における当面の取扱い(案)にあるような方針にしたいと考えております。

基本的には無煙たばこもたばこでございますので、今後その取り扱いが社会的にある程度定着するまでの当面の間は、小中学校、保育園、あるいは集会施設や庁舎といった区の施設での取扱いは、②以下にありますように、区民の皆様のご理解とご協力を得ながら、これまでの一般のたばこと同様の扱いにしたいと考えております。

最後に、今後の手順でございますが、今回の三常任委員会での報告、ご意見を踏まえまして、区民周知ですとか、施設での案内を行っていきたいと考えております。

○**中央** 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆ **菅沼** 委員 無煙たばこをこの中で知っている人はいるの、何人いるの。

◎**宮内** 総務課長 地下の売店に伺ったんですが、都内限定ということで五月の初旬に発売されたらしいんですが、数に限りがあってなくなってしまったようです。庁内で試しに買って持っているという方は数名いらっしゃったように記憶しています。

◆ **菅沼** 委員 私も買ったんですけども、これは全然、たばこじゃない。基本的には、これは発売したけれども、定着するかしないかわからないんでしょう、はっきり言って。

◎**宮内** 総務課長 J Tのホームページなんかを見ますと、発売当初は物珍しさもあったんだろうと思うんですが、一斉になくなりまして、急遽追加で増産しているというお話です。ただ、売店の方に試しに聞いてみましたところ、多分興味本位で買って、

リピーターといいますか、その後また買う方は余りいらっしやらないというお話でございました。

◆ 菅沼 委員 だから、現実に合わせて、やっているからって、様子を見ていたっていいじゃない。こんなの本当に、吸ってみればわかるけれども、売れるとは思わない。あと一年もしたら、こんなものは全然話題にならないのかなと思います。

それから今、区に分煙対策だとか禁煙対策をやっていますけれども、私はこの間ヨーロッパに行かせていただいたんですが、各停留所とかにこのくらいの丸いボックスがあって、その中に雑誌や何かのリサイクルがあって、その上に缶コーヒーみたいなのを置いて、そこに全部灰皿や何かがあるんですよね。だから、すごく町がきれいだし、ヨーロッパ的には、ホテルだって大体5%は吸える部屋があるし、本当に大人の対応という感じがするんです。世田谷区も、国のほうを見てみると、うちの近くの病院でも点滴を持って道路までわざわざ出てたばこを吸っていたり、学校の先生が学校の中で吸えないから百円パーキングのところで隠れて吸っているとか、この間の質問でも、十年間で四百三十億円だっけ、入っているんだけれども、その中で本当は分煙対策をきちんとするべきだと思うんです。嫌いな人もいらっしやるんだから、きちんとその辺をやらなくて、ただやめろやめろと言ったって、現実には、今ラジオ体操や何かをやっていて、私もこの間公園を掃除したら、すごくたばこの量が多い。だから、本来はきちんと分煙をやればそういうものはなくなると思うんだけれども、ただやめればいい、それで本当に具体的に上がるのかという話だよ。

だから、世田谷区で条例をつくって歩きたばこ禁止だよといっても、あのときはキャンペーンをやってみんなわかっていたけれども、今区民に聞くと、えっ、そんなのいつ決めたのという話が結局多いです。その辺を、きちんと分煙対策をいかにやっていくか、大人の対応をしていくかというのが本来の筋だと思うんだけれども、その辺は進んでいるの。

◎宮内 総務課長 たばこは、マナーを守ってきちっと吸っていただいている方がほとんどだと思うんですが、区の施設に限って言えば、先ほど申しましたように、ほかの方との関係も考えまして分煙、禁煙という形でやっております。ただ、ご指摘のように、区施設以外の町場の状況につきましては、これは従前から環境総合対策室を中心に、たばこ事業者であるJTにも、そういう環境美化の観点、あるいは喫煙者と吸わない人たちの環境を調和できるような形での対策ということで要望を出しておりますので、今後も引き続きそういう形でやっていきたいと考えております。

◆ 菅沼 委員 よく地方に行くと、駅の周りにガラスボックスで、外から見えなくて半透明みたいな吸える場所があるよね。だから、その辺も本来は検討すれば、嫌いな人も見なくていいし、吸いたい人は変なところで吸わないでそこで吸ってくださいよと言え、両方によくなるのかな、その辺も敷地内で考えていただきたいということ。

◆竹村 委員 前議会の区税条例の改正の議論の中でも申し上げたんですけれども、最近区民の皆さんから、歩きたばこに迷惑しているという声をすごくたくさんいただくようになったんです。どうしてかなと思うと、やはり受動喫煙が健康に害があるということがかなり浸透しているんだろうと思うんです。世田谷は条例をもって、歩きたばこ区内全域での規制ということをやっていますけれども、一方で、路上禁煙地区ということで特定の場所を定めているということから、区民の皆さんにとっては、路上禁煙地区以外のところでは何も規制をしていないと解釈されています。それでどうしたものかということなんですが、その都度、世田谷は区内全域で路上喫煙はだめなんですよということを申し上げているんですが、それが全く徹底されていないので、今回、当面の対応方針案の(2)の②で、引き続き歩きたばこの区内全域での規制などに取り組むとあるんですが、「引き続き」ではとても困る、現状で全く徹底されていないことから、ここはぜひ強化をしていただいて、もっと区民に区内全域で歩きたば

こはやめてくださいということと呼びかけていただきたいと思うんです。

具体的に、地域で本当に困っているという方に、例えばまちづくりセンターに行くと、歩きたばこ禁止というボードがあるはずなので、それをもらってご自宅とかかけられるところにやってみたらどうかというお話をしたら、その方は早速行ったんだけど、一枚しかくださらないということで、何とかしらということもおっしゃっていました。所管は環境総合対策室だと思うんですが、ぜひここを徹底して、区民に、とにかく全域で歩きたばこはしないということを徹底する取り組みをしていただきたいんですが、どうなんでしょうか。

◎宮内 総務課長 ご指摘の点多々あるかと思います。区としては、昨年度から主要駅を中心に迷惑防止キャンペーンとか、あるいは環境美化指導員といったような形でやってはいるんですが、なかなか主要駅以外のところまで徹底していないという嫌いはあるのかもしれませんが。ご指摘のような点も踏まえまして、確かに十六年に条例を改正しまして、その中で、ご指摘のように区内全面歩行禁煙、あるいはポイ捨て禁止という形で対応しておりますので、環境部門とより連携をとりまして、その辺は進めていきたいと考えております。

◆竹村 委員 熱心な区民の方は区報をととてもよくごらんになっていきますから、例えば区報の中で、そういうボードがあるので、大体特定の場所で困っているというお声が多いので、ボードを配布することができるということなどをうたっていただくと周知徹底できるのではないかと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

-----

○穴戸 委員長 それでは次に、(4)世田谷区入札監視委員会の開催状況について、理事者の説明を求めます。

◎岡田 経理課長 それでは、世田谷区入札監視委員会の開催状況につきましてご報告申し上げます。

入札監視委員会につきましては、平成十九年十二月に設置したところですが、平成二十二年六月二十八日に、二十二年度第一回目の入札監視委員会を開催いたしまして、入札状況に関するご審議をいただきましたので、ご報告申し上げます。

委員会の所掌事務につきましては、1に記載のとおりでございます。今回の監視委員会の内容ですが、3の(1)①として、入札契約制度の変更点のご報告、②といたしまして、平成二十一年度下半期の工事請負契約の締結状況、指名停止の運用状況について、事務局からご報告を申し上げます。また、平成二十一年度下半期の工事請負契約のうち、委員が抽出した七件の契約案件につきまして、入札の経過がわかる資料を各委員に事前にお送りいたしまして、これらに基づいて具体的なご審議をいただきました。各委員が抽出し、審議の対象といたしました契約案件でございますが、別紙1に記載のとおりでございます。

審議の結果ですが、今回の審議では不適切な入札の実施、あるいは早急に是正すべき入札制度の問題点などについて、委員会としての指摘、意見の具申はありませんでした。

なお、具体的なご議論といたしましては、主に3の(3)①から⑤に記載の内容がございました。①ですが、予定価格の設定に係る区の積算の精度向上ということで、低入札調査の報告に関しまして、低入札調査をした結果、適正な履行ができるということであれば、区の積算が適正なものであるか常にチェックしていく必要があるというようなご指摘をいただきました。

②ですが、応札が少ないケースにおける競争性の確保についてということで、年度の後半になって応札が少ない事例が見受けられる場合には、相当数の応札が得られる方策をあらかじめ講じるべきであるというご指摘がございました。



③ですが、特命随意契約とする判断基準と契約金額の正当性についてということで、特命随意契約とするに当たっては、第三者の目から見て得心が得られるような判断基準、あるいは契約金額の正当性が必要であるというご指摘がございました。

④最低制限価格の設定基準ということで、最低制限価格割れというようなケース、最低制限より下回ったために失格ということを考えますと、最低制限価格を設定する以上、その基準が適正かどうか常にチェックする必要があるというご指摘がございました。

⑤地域要件の設定と競争性の確保についてということでございますが、これは平成十八年の国の閣議決定を例に出されまして、地域要件を設定することが地域の中小企業の育成という観点から合理性を有する場合もあるけれども、過度に競争性を低下させるような運用にならないように注意する必要がある、このようなご指摘がございました。

議事の内容につきましては、概要を世田谷区ホームページで公表してまいります。次回の開催については、平成二十二年十二月六日を予定してございまして、二十二年上半期の工事請負契約に関しまして、今回同様のご審議をいただく予定でございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

-----

○宍戸 委員長 続きまして、(5)平成二十二年工事請負契約締結状況（六月分）について、理事者の説明を求めます。

◎岡田 経理課長 平成二十二年六月分の工事請負契約の締結状況についてご報告申し上げます。

契約の締結状況につきましては、一覧表記載のとおりです。平成二十二年六月分は、土木工事九件、建築工事六件で、契約金額の合計は七億五千八百三十七万四千三百六十五円です。

○宍戸 委員長 ただいまの理事者の説明に対して何かございましたら、どうぞ。

◆ 菅沼 委員 お願いなんですけれども、十四番、港区からとるよりは、同じ値段だったら世田谷区の業者を使ってください。

-----

○宍戸 委員長 それでは次に、(6)その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 なければ、これで報告事項を終わります。

-----

○宍戸 委員長 次に、2 協議事項に入ります。

まず、(1)行政視察の成果についてですが、先般実施いたしました行政視察は、各委員のご協力により無事終了することができました。この成果については、今後議会活動を通じて行政に反映させていただきたいと思えます。

それでは、今回の視察を通じまして、ご感想等があればご発言をいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

◆ 菅沼 委員 多治見市、今、日本一温度が高い市ということでよくテレビに出るんですけれども、その中で、財政の健全化、これはどこの市町村でもこれからずっとやっていかななくてはいけないことだろうと思えます。なおかつ、区民にわかりやすくやっていくということは大事な事かなと思えます。

それからもう一つは、大阪、市場化テスト。これもとり方によりますけれども、な

るべく民間でできるときには民間に出していくということを考えながら、地域の活性化も含めてやっていかななくてはいけないかなと思います。どこの地方自治体でも、本当にぎりぎりで行っているなという感じがありました。また、大阪の庁舎、あれは八十五年たっているんだっけ。今ではつukれないような立派な庁舎だなという感じでありましたけれども、あと十五年すると百年、あれだけでもつんだなという、これは感想でございます。

◆竹村 委員 皆さん本当にお疲れさまでした。特に印象に残ったのは、大阪府で全事業を棚卸しというか、全事業について民間からの提案を募ったという、これはたしか我孫子市でもそういう手法でやって、行政が民間に出したいものを募集するのではなくて、民間が行政の仕事、これをやりたいということを募集してやっていく。この手法はひとつ世田谷でも考えてみてもいいものだと実感しました。

それから、多治見市ですけれども、財政再建ということなんですが、熱意あるご担当の話の最後の締めくくりが、とにかく情報開示、それから情報の共有、これが基本であるという一言が印象的でした。世田谷でも今後協働のあり方ということで今模索をしている中で、情報開示、情報の共有、これを区民と図る必要性をさらに感じた次第です。

◆田中 委員 成果と感想は、[菅沼](#)委員、竹村委員がおっしゃってくださったことで私も同感しているんですけれども、おまけというか、大阪府の庁舎の議場を見せていただいたときに、モニターがあって、自分でも自分の質問の様子が見えるというか、あの感じはすごくいいなと思って、やっぱり行ってみないとわからないことがあるんだなと。今、ホームページとかで情報はいろいろとれるんですけれども、例えば熱意ある職員の苦労話とか思いというのも実感として伝わってくる。それから、まだこの部分は課題ですというのはホームページ上にはなかなか載ってこないことですので、そういう話なども聞けたのはよかったと思います。

委員の皆様を初め、同行してくださった理事者の方々、それから事務局の方には本当にお世話になりました。ありがとうございました。お疲れさまでした。

◆竹村 委員 一点忘れていました。今、田中委員から議場のお話が出たんですけれども、私もモニターと、質問台の位置、立ち位置のことは会派として議会制度研究会にも提示しているんです。地方議会のあり方として、今、傍聴席と議員席のほうに向かって質問をしていますけれども、本来は理事者席に向かって質問をすべきだということをお願いしてきて、これは改善できないかという提示もしています。具体的に、追加で両方の質問台を使うという形で工夫されたというのを見せていただいて、世田谷でも取り入れることは決して議場を大改築しなくてもできるのではないかということ、これも実感として得られたと感じています。

○宍戸 委員長 それでは、以上で行政視察の成果を終わります。

---

○宍戸 委員長 次に、(2)参考人の出席要請について協議いたします。

外郭団体の経営状況等の報告につきましては、二十二年二月二十四日の議会運営委員会において、それぞれの団体を所管する常任委員会において報告を受けることとし、団体の職員を参考人として招致すること、また、今年度は既存の制度を並行する形で試行として実施し、制度が改正される来年度以降については、今回の試行を踏まえて改めて協議することが確認されております。

それでは、お手元の資料をごらんください。これまでの間、正副委員長と理事者で協議し、今年度については資料の案のとおり、参考人招致を行うことで整理させていただきました。なお、ここに記載の団体以外に当委員会所管分としては土地開発公社もございますが、こちらは金澤政策経営部長が副理事、霧生財務部長が理事であることから、参考人招致の手続はとらず、ご報告いただきますので、あらかじめ承知おき

ください。

それではいかがでしょうか。日程も含めて、資料のとおり参考人の出席を求めることでよろしいでしょうか。

◆桜井 委員 これは調査事項が経営状況報告等となっているので、参考人が来るので調査事項を事前に準備するためには、経営状況報告というのは、事前に各委員に、一週間前か十日前かわからないけれども、来た上で参考人に来ていただいて、質疑できるようにするというので、その報告書は事前にいただけるんでしょう。

◎渡部 書記 分厚い資料なので、事前に皆さんに読んでいただいたほうがいいのかなということで、各会派の補正の説明が八月末に入っていると思うんですが、このあたりには、執行機関と調整しまして配れるようにはしたいと考えております。

○宍戸 委員長 それでは、そのように決定いたします。

---

○宍戸 委員長 次に、(3)次回委員会についてですが、次回は年間の予定によりますと、九月二日木曜日午前十時から開催いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、参考人の出席要請の際にお諮りさせていただきましたが、当委員会所管の外郭団体の報告は九月二日の翌日であります九月三日金曜日午前十時から行います。二日間連続の開催となりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○宍戸 委員長 以上で協議事項を終わります。

---

○宍戸 委員長 その他何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 なければ、以上で本日の企画総務常任委員会を散会いたします。

午前十一時十二分散会

---

署名

企画総務常任委員会

委員長